

健康保険 任意継続被扶養者 変更(訂正)届 記入の手引き

健康保険任意継続被保険者の被扶養者の方で、氏名、生年月日等に変更(訂正)があった場合や被扶養者の取消しを行う場合にご提出ください。

届出書は1ページです。
漏れなく正確にご記入ください。

被保険者ご自身が記入してください。

添付書類をご用意ください。

【お手元にお持ちの場合のみ】
氏名、生年月日、性別を変更(訂正)する場合

- 資格確認書
- 高齢受給者証
- 限度額適用認定証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証
- 特定疾病療養受療証

☞氏名、生年月日、続柄、住所を変更(訂正)する場合は、扶養の認定要件を確認するために、別途添付書類が必要になる場合があります。詳しくは、協会けんぽ都道府県支部へお問合せください。

○被扶養者が海外居住になった(海外特例に該当する)ことを届出する場合

海外特例要件	添付書類
①外国において留学をする学生…(留学)	査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書等のコピー
②外国に赴任する被保険者に同行する家族…(同行家族)	査証(ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等のコピー
③観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する家族…(特定活動)	査証(ビザ)、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等のコピー
④被保険者が海外に赴任する間に当該被保険者との身分関係が生じた家族(海外赴任中に生まれた被保険者の子供、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など)…(海外婚姻等)	出生や婚姻等を証明する書類等のコピー
⑤①～④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる家族…(その他)	個別に判断いたします。任意継続加入支部へお問い合わせ下さい。

☞証明書類が外国語で作成されている場合、翻訳者の署名がされた翻訳文の添付が必要です。

注意事項

- 国内に居住していた被扶養者が海外に居住することになった場合や、海外に居住していた被扶養者が、国内に居住することになった場合は、海外特例に係る届出が必要です。
- 資格情報のお知らせは送付されません。変更された資格情報のお知らせの発行を希望される場合は、「資格情報のお知らせ交付申請書」(申請書は協会けんぽホームページからダウンロードできます。)をご提出ください。

次ページに記入例があります。➡

ご提出・お問い合わせ先

お住まいの都道府県にある協会けんぽ都道府県支部に郵便でご提出ください。
*各支部の電話番号、所在地などは、協会けんぽホームページをご覧ください。



協会けんぽ

検索

